

第5編 財政上の措置編

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

町は、以下の処分を行った時には、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

- 武力攻撃災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められる時で、他人の土地・建物・その他工作物を一時使用し、または、土石・竹木・その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2章 損害補償

町は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡・負傷等した時は、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- (1) 住民の避難誘導への協力
- (2) 救援への協力
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (4) 保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 町は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断する時は、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、納入猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険税の減免等の措置を講ずるものとする。
- 2 町は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林魚業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報すると共にできる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては国民保護法により、原則として国が負担することとされていることから、別途、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

2 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。